

金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正(案)について (鉱害防止積立金の支払利息の改定)

平成 27 年 2 月
商務流通保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 背景

- (1) 金属鉱物等の採掘権者等は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和 48 年法律第 26 号。以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、特定施設（坑道及び捨石等の集積場）の使用終了後に自らが実施する鉱害防止事業に必要な費用を、あらかじめ（鉱山の操業中に）鉱害防止積立金として、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「資源機構」という。）に積み立てることが義務づけられている。（別紙 1）
- (2) 一方、鉱害防止積立金は、積み立てた者の資金の流動性を凍結させることとなるため、その積立者に対し、できるだけ過大な負担をかけぬよう、当該積立金に利息を付することが特措法第 8 条に定められている。
- (3) 利息の利率は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和 48 年通商産業省令第 60 号。以下「規則」という。）第 16 条第 1 項に規定されており、現在、年 1.0 パーセントである。

<参考> 利息利率の変遷（過去 6 回改正）

➤昭和 48 年制定	年 4.5 %	➤平成 11 年改正	年 1.5 %
➤昭和 60 年改正	年 6.0 %	➤平成 18 年改正	年 0.8 %
➤平成 6 年改正	年 2.5 %	➤平成 23 年改正	年 1.0 %
➤平成 8 年改正	年 1.0 %		

- (4) 鉱害防止積立金の管理及び利息の支払いは資源機構が行っているが、最近の低金利の状況下では、支払利息が運用益を大きく上回るため、平成 29 年度には利息残高が枯渇し、採掘権者等に対する利息の支払いが不可能となる見込みである。このため、利息の利率を適正なものに見直すことが必要となっている。

2. 改正の内容

見直し後の利息の利率は、今後の鉱害防止積立金の運用金利の見通しを勘案し、改定後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ、適正な利息残高を確保することができるように、年 0.5 パーセントとする（1.0 %⇒0.5 %）。（別紙 2）

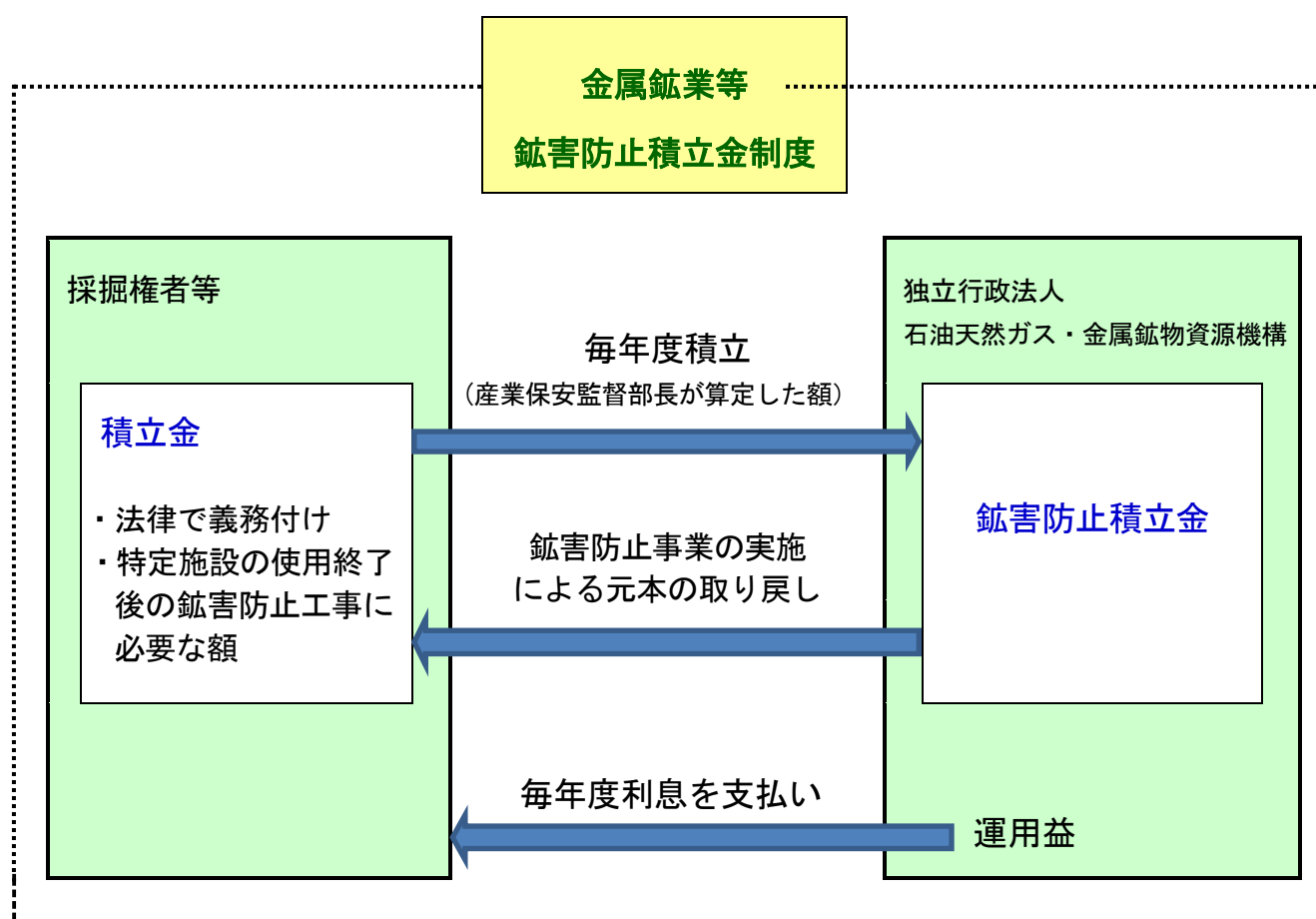
3. 改正省令の施行予定日

平成 27 年 4 月上旬：公布
平成 27 年 5 月上旬：施行

鉱害防止積立金制度

鉱山保安法第8条の規定により鉱害の防止のために必要な措置を講じなければならない特定施設（※）の使用終了後に行う鉱害防止費用をあらかじめ担保するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条に基づき、採掘権者等に積立を義務付け。

※特定施設：金属鉱業等の用に供される坑道、捨石又は鉱さい（鉱石の製錬後に残る不要物）の集積場



＜別紙 2＞

鉱害防止積立金の運用金利の比較と今後の見通し

＜現行利息（1.0%）＞

【単位：千円】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鉱害防止積立金 (A)	1,694,090	1,532,329	1,497,136	1,500,465	1,500,465	1,500,465
運用益 (B)	8,210	7,008	5,653	5,432	4,495	4,581
支払利息額 (C)	17,596	16,132	15,147	14,988	15,005	15,005
当期損益 (D) = (B) - (C)	△9,386	△9,124	△9,494	△9,556	△10,510	△10,424
前期末利息残額 (E)	34,349	24,963	15,839	6,345	△3,211	△13,721
当期末利息残額 (F) = (E) + (D)	24,963	15,839	6,345	△3,211	△13,721	△24,145

＜改正利息（0.5%）＞

【単位：千円】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鉱害防止積立金 (A)	1,694,090	1,532,329	1,498,136	1,500,465	1,500,465	1,500,465
運用益 (B)	8,210	7,008	5,653	5,432	4,495	4,581
支払利息額 (C)	17,596	8,066	7,574	7,494	7,502	7,502
当期損益 (D) = (B) - (C)	△9,386	△1,058	△1,921	△2,062	△3,007	△2,921
前期末利息残額 (E)	34,349	24,963	23,905	21,984	19,922	16,915
当期末利息残額 (F) = (E) + (D)	24,963	23,905	21,984	19,922	16,915	13,994

● 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）（抄）

（鉱害防止積立金の積立て）

第7条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第8条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設（使用済特定施設を除く。以下この条において同じ。）ごとに、産業保安監督部長が第4項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 鉱害防止積立金の積立ては、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、機構が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、経済産業省令で定める算定基準に従い、産業保安監督部長が算定して通知する額とする。

（利息）

第8条 機構は、経済産業省令で定めるところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

● 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則（昭和48年通商産業省令第60号）（抄）

（利息）

第16条 法第8条の利息は、1年について1.0パーセントとする。

2 前項の利息は、鉱害防止積立金の受入れの日及び払渡しの日については、付さない。

第17条 機構は、前条の利息につき権利を有する者から請求があつたときは、これを払い渡さなければならない。